

年金を受けている方が亡くなったとき

年金受給者が亡くなった場合は、「年金受給権者死亡届」が必要です。

死亡した人と生計を共にしていた遺族には、亡くなった月の分までの年金（未支給年金）が請求により支払われます。届出先は年金の種類によって変わります。

①国民年金の老齢基礎年金等を受けていた場合は、役場で手続きすることができます。

提出先：丸森町役場 町民税務課（年金担当） TEL 0 2 2 4 - 7 2 - 2 1 1 2

②上記以外の年金を受けていた場合は、年金事務所または共済組合への届出が必要です。

★ 請求には次のとおりの優先順位があります。

（1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他三親等内の親族）

請求できる遺族がいない場合は、死亡届のみになります。

必要書類は、死亡者の年金証書・住民票除票等となります。

未支給年金の請求手続きには、次の書類が必要です。

1. 未支給年金・保険給付請求書
2. 死亡者の年金証書
（請求者が配偶者の場合は請求者の年金証書または年金手帳も必要となります。）
3. 死亡者の住民票除票（本籍・続柄記載のもの）※
4. 請求者世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）※
5. 請求者と死亡者の続柄が確認できる戸籍謄本・戸籍抄本
6. 請求者の普通預金通帳
7. 印鑑（請求者の認め印）
8. 生計同一申立書・証明書（請求者と死亡者が別世帯であったとき）
9. 死亡診断書のコピー
10. 請求者の本人確認書類

※死亡者のマイナンバー（個人番号）収録状況や、
請求者のマイナンバー確認書類の提出状況により省略することができます。

★ 年金請求に添付する書類等については、それぞれの事例により相違することもありますので、詳しくお聞きになりたいときは、大河原年金事務所へお尋ねください。

★ 年金相談、手続きの際は本人確認が必要になります。運転免許証や個人番号カードなどをご持参ください。また、代理人が手続きする場合は委任状が必要です。

日本年金機構 大河原年金事務所

宮城県柴田郡大河原町字新南 1 8 番地 3

TEL 0 2 2 4 - 5 1 - 3 1 1 1

相談受付時間 平日（月～金） 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分まで

◎年金事務所でお手続きする際は、事前に予約が必要となります。ご注意ください。